

最高人民法院による  
知的財産権侵害訴訟における被告が原告の権利の濫用を理由とした合理的支出の賠償の請求の問題に関する批復<sup>1</sup>

法積〔2021〕11号

1. 2021年5月31日最高人民法院審判委員会第1840回会議で可決され、2021年6月3日より施行された。

上海市高級人民法院：

貴法院「知的財産権侵害訴訟における被告が原告の権利の濫用を理由とした合理的支出の賠償の請求の問題に関する伺い」（滬高法〔2021〕215号）を受取った。検討を経て、次の通り批復する。

知的財産侵害訴訟において、被告が証拠を提出して原告の訴えが法律に規定された権利を濫用して被告の合法的權益を損なったことを証明して、法に依り訴訟のために支払った合理的な弁護士費用、交通費、食費宿泊費などの支出について、原告に対して賠償を請求する場合、人民法院は法に依り支持する。被告は別途訴えを提起して原告に上述の合理的支出の賠償を請求することもできる。

---

<sup>1</sup> 原文の出所：最高人民法院の公式サイト、訪問年月日：2021年6月4日  
<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-307061.html>